

手塚たかひろ

平和・自治・市民

議会報告

No. 25

2016年1月15日

連絡先 枚方市大垣内町2丁目8番27号
シンエービル別館2階

Tel・Fax 072-846-8780

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatahiro.info/>

2016年は戦争法廃止の年に

昨年9月19日、自民・公明は安全保障関連法（戦争法）を参議院で強行可決しました。政府・与党は法律を通してしまえば、反対運動は収まると思っていたようです。自民党は「餅を食ったら忘れる」と言ったそうです。しかし、日本を戦争する国にはいけないと、党派を超えて多くの方々が戦争法廃止の2000万全国統一署名を呼びかけ、全国各地で様々な個人や団体が署名の取り組んでいます。私たちも昨年枚方の各地で署名の取り組みを行なっています。



沖縄辺野古では地元の方々をはじめ多くの方々が新基地建設強行反対の座り込みを続けています。2016年は、戦争法廃止・辺野古新基地建設阻止、市民の声を聞かずに民主主義を破壊する安倍首相を退陣させましょう。

12月 一般質問をしました

9月定例議会は12月まで続き、27名の議員が一般質問をしました。12月17日 私は、今回も最後に以下の6項目について質問と要望をしました。要旨を掲載します。

美術館について

Q 市長は寄付者に「一旦、白紙に戻したい」「今後については、引き続き、話し合いをさせていただく中で、方向性を決める」言っているが、話し合いの経過とフェンスの撤去について

A 具体的な内容については、寄附者のご理解のもと一定の整理を行い、出来るだけ早期に市議会に対して報告する。寄附者が工事着手のため設置しているものであり、この場所での美術館建設の何らかの方針が決まるまでの間は撤去されない

* 相手があることで時間がかかることは理解できるが、せめて森のフェンス撤去は早期に進めるべきだ。

図書館について

Q 今年の4月からサダ 牧野の2館へ管理運営を指定管理者に任せるが、運営について市民の声、市民参加をどのように保障するのか。また、社会教育委員会議などに公募の市民を入れるべきではないか

A 指定管理者、市がそれぞれ利用者アンケートを行なう。委員に公募の市民を入れる考えはない

* 枚方市は、社会教育委員会議(公募の市民はいない)で図書館のことも検討している。図書館協議会を設置する考えはないとの立場。公募市民も含めた図書館協議会を設置して図書館の方針を決めている市

もある。市民参加の図書館運営、方針作りのためには、公募市民も入れた図書館協議会のようなものが必要だ。

マイナンバーについて

Q 個人番号を記載しない場合でも申請書類の受け取り拒否はされないことを市民に周知すべき

A 記入できない場合でも申請手続きが出来なくなるなどの不利益はない。

*マイナンバーは便利になると言っただけでバラ色に描いた宣伝を行なっているが、利便性はほんのわずかな情報漏洩など危険性も含めてデメリット市民に周知すべきだ。

介護施策の充実について

Q 介護報酬の切り下げで、小規模事業所では経営が苦しくなったとの話を聞く。本市独自の支援策の検討は

A 介護保険法による報酬は国の定めるところ。独自の経済的支援等は困難

*介護報酬だけでなく介護職員への給与補助など独自施策実施と国への働きかけをすべきだ。

LGBT（性的少数者）方への支援について

Q LGBTに対する差別などで悩んでおられる方にどのような支援をしているか

A 様々な相談窓口において、本人の問題解決につながるよう、助言、関係機関の紹介など行なっている

*渋谷区、世田谷区、宝塚市、大阪市東淀川区などの先行例を参考に、一般的な支援策からより踏み込んだ支援策の検討が必要だ。

学校教育の充実については35人学級の拡大 枚方市緑の計画の充実については、まちなかの緑を守ることの重要性を指摘しました。

市議会報新年の抱負について

*枚方市議会報2016年新春号4面「平成28年各会派 新年の抱負」を見られた市民の方から「手塚は『新年明けましておめでとうございます』しか書いていないが何故か、お叱りのお言葉が届きました。枚方市議会報には、会派(3名以上)しか「新年の抱負」を掲載することができない運営がされています。よって、私は「新年の抱負」を掲載できません。大まかに、会派の人数分でスペースを割り振っていますから、私の抱負を掲載するスペースはあるはずですが、豊富でなく決まり文句しか掲載できない不思議な慣習です。
*また、本会議での賛成 反対討論も会派を代表したもの以外は掲載しません。したがって、私が行なった、賛成、反対討論は市議会報には掲載されません。会派以前に、議員は個人として市民から選ばれています。議員一人ひとりの意見を市民に知らせるのは議会の義務だと考えます。

*議員の権利の不平等だけでなく、市民の知る権利の侵害です。みなさんのお考えをお寄せください。



政務活動費は受け取っていません

受け取った議員報酬の半額を

大阪法務局に供託しています